

# 森林組合の現状

平成28年3月

林野庁経営課

# 目 次

I	森林組合制度	1
1	森林法と森林組合法の変遷	1
2	森林組合法の目的	2
3	森林組合の性格	2
II	森林組合	3
1	概 要	3
2	事業内容と総取扱高	5
3	事業実施状況	6
4	雇用労働者の状況	7
5	経営状況	8
6	合併の進捗状況	9
III	都道府県森林組合連合会	10
1	概 要	10
2	事業内容と総取扱高	11
3	経営状況	12
IV	全国森林組合連合会	13
V	生産森林組合	14
1	生産森林組合の目的	14
2	生産森林組合の性格	14
3	概要	15
4	事業内容	16
5	事業実施状況	17
6	経営状況	18

# I 森林組合制度

## 1 森林法と森林組合法の変遷

### ① 明治40年森林法改正

当時の木材需要の急増を背景に、人工林造成など積極的な山林利用の促進のため、森林施業等を協同で行う団体組織として「森林組合」の制度を創設。設立は任意であるものの、組合が設立されると地区内の組合員資格を有する者全員の強制加入が原則。

### ② 昭和14年森林法改正

戦時体制下における膨大な木材需要に対応するため、森林組合を計画的な施業の実施機関として位置付け。森林組合の範囲を市町村単位に拡大するとともに、任意設立・強制加入から強制設立・強制加入制に変更。また、森林組合連合会制度を創設。

### ③ 昭和26年森林法改正

森林組合を森林所有者の協同組織として位置付け、「森林施業の合理化と森林生産力の増進」及び「森林所有者の経済的社会的地位の向上」をその目的とした。組織・運営方法についても、加入・脱退の自由や任意設立等、協同組合原則に則ったものに改められた。また、森林組合は、施設組合と生産組合に分けられた。

### ④ 昭和49年森林法改正

従来第二義的とされていた「森林所有者の経済的社会的地位の向上」が「森林施業の合理化及び森林生産力の増進」と並ぶ第一義的な目的に引き上げられ、森林所有者の協同組織としての人的側面をさらに強調。

### ⑤ 昭和53年森林組合法制定

森林組合に期待される広範な役割への制度的対応を図るため、森林組合制度を森林法から分離独立し、単独の根拠法として森林

組合法を制定。森林組合と生産森林組合の制度的分離、連合会による監査業務や森林組合監査士制度の新設等が措置された。

### ⑥ 昭和62年改正

森林組合の機能の充実と組織の強化のため、(1)事業範囲の拡大等（資金貸付事業や購買事業の拡大等）、(2)信託事業の改善、(3)共同施業規程制度の創設、(4)准組合員資格の拡大、(5)総代会の権限強化、(6)森林組合連合会の施業又は経営の受託の事業の創設等が措置された。

### ⑦ 平成9年改正

森林組合の規模の拡大や事業の多角化のため、(1)事業範囲の拡大（加工販売事業や共同利用施設事業の拡大）、(2)指定森林組合制度の創設（H17改正時に廃止）、(3)執行体制の整備等（理事会の設置、理事に関する規定の整備、監査機能の拡充等（商法規定の大幅な準用））、(4)森林組合連合会から森林組合への権利義務の承継等が措置された。

### ⑧ 平成17年改正

森林組合の機能と組織基盤の強化のため、(1)事業範囲の拡充（教育機能増進事業の追加）、(2)員外利用制限の緩和（森林施業、木質バイオマス事業及び教育・情報提供事業）、(3)森林の一体的な整備のための販売事業等の員外利用制限の特例、(4)准組合員資格の拡充、(5)解散・合併手続きの簡素化、(6)事業別損益を明らかにした書面等の作成等、(7)子会社等に対する行政庁の報告徴収・検査権限の付与等が措置された。

## 2 森林組合法の目的

- 森林組合法は、森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資することを目的としている。

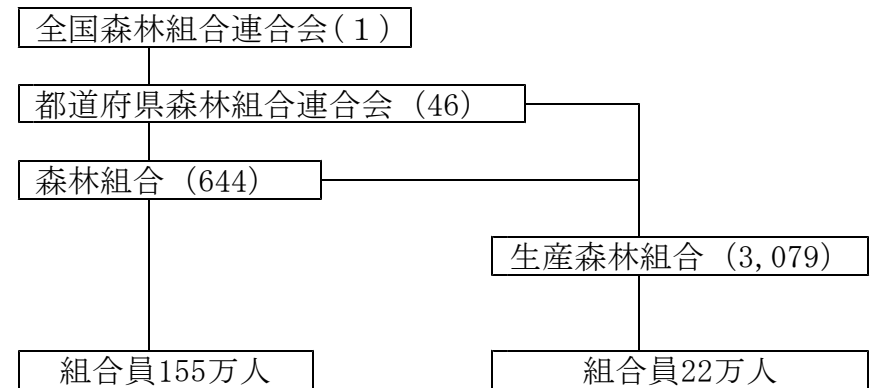
## 3 森林組合の性格

- 森林組合は、森林組合法の目的に対応し、協同組合的性格と公益的性格の2つの性格を有している。

具体的には、森林組合は、森林所有者の経済的社会的地位の向上のための協同組織であって、組合員の加入及び脱退の自由、一人一票制、任意設立、出資割配当の制限など、組合員の権利義務や組合の管理運営について協同組合原則に立脚。

また、その事業活動は、組合員からの委託等に基づく森林経営の一部の共同化を通じて、組合員の森林経営の増進を図るとともに、森林の保続培養といういわば公益的な機能の発揮にも寄与するもの。

## ○ 森林組合の系統図（平成25年度末現在）



- ※（ ）内の数字は、平成25年度末時点の連合会数、組合数、組合員数
- ※大阪府については、1森林組合体制となっており、連合会がない。

## II 森林組合

### 1 概要

- 平成25年度末現在の森林組合数は、644組合。  
1 森林組合当たりで見ると、組合員数2,404人、組合員所有森林面積16,825ha、払込済出資金8,365万円、常勤役員数0.7人、常勤職員数10.7人。

- 組合員の総数は減少傾向で推移しており、平成25年度末時点の組合員数は155万人。そのうち96%が正組合員（森林を所有する個人・法人）であり、准組合員（素材生産業者等）は4%。

### ○ 森林組合の概要

森林組合数	644 組合	1 組合当たり
組合員数	155 万人	2,404 人
地区内民有林面積	1,598 万ha	24,858 ha
組合員所有森林面積	1,082 万ha	16,825 ha
組合加入率	68 %	68 %
払込済出資金	53,785 百万円	8,365 万円
常勤役員数	474 人	0.7 人
専従職員数	6,889 人	10.7 人

資料：林野庁「平成25年度森林組合統計」

注：1) 森林組合数は、都道府県知事が認可した組合数。その他は「森林組合調査票」を提出した643組合についての数値。

2) 「1 組合当たり」は、調査票提出組合数で除した数値。

3) 「地区内民有林面積」には、都道府県有林面積を含まない。

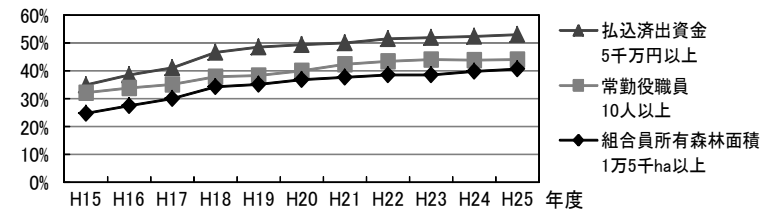
### ○ 組合員数の推移

	年度	H21	H22	H23	H24	H25
森林組合数	(組合)	692	679	672	660	644
正組合員	(千人)	1,517	1,509	1,506	1,496	1,486
准組合員	(千人)	57	58	58	59	60
計	(千人)	1,574	1,567	1,564	1,555	1,546

資料：林野庁「森林組合統計」

- 森林組合の合併等の進展により、一定規模の経営基盤を有する組合の割合は着実に増加。

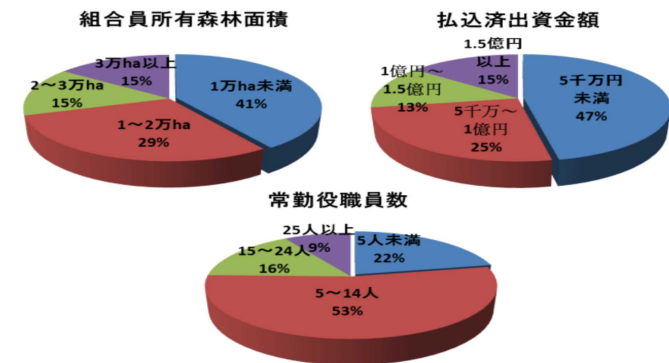
- 一定規模の経営基盤を有する森林組合数の割合の推移



資料：林野庁「森林組合統計」

- しかしながら、森林組合の経営指標を階層別にみると、
  - ・組合員所有森林面積では1万ha未満の組合が41%
  - ・払込済出資金額では5千万円未満の組合が47%
  - ・常勤役員数では5人未満の組合が22%
 となっており、組織や財務の基盤が小規模・脆弱な組合も少なくない。

- 各指標でみる階層別森林組合数割合



- 特に、
  - ・常勤理事のいない組合が213組合 (33%)
  - ・専従職員のいない組合14組合 (2%)
 など、業務執行体制が不十分な組合が少なからず存在。

- 役職員の配置状況

区分	(組合数)	
	配置している	配置していない
常勤理事	430	213
専従職員	629	14
常勤理事及び専従職員	631	12

資料：林野庁「平成25年度森林組合統計」

注：調査票を提出した組合についての数値。

## 2 事業内容と総取扱高

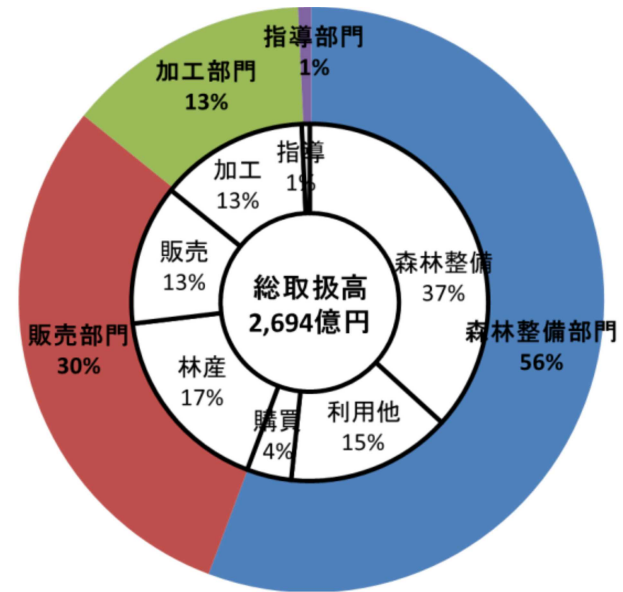
- 平成25年度の総取扱高は2,694億円（1組合当たり平均4.2億円）であり、森林整備事業などの森林整備部門、林産事業などの販売部門が主な事業。

[総取扱高に占める各事業部門の割合]

森林整備部門 <sup>※1</sup>	56%
販売部門 <sup>※2</sup>	30%
加工部門 <sup>※3</sup>	13%
指導部門 <sup>※4</sup>	1%

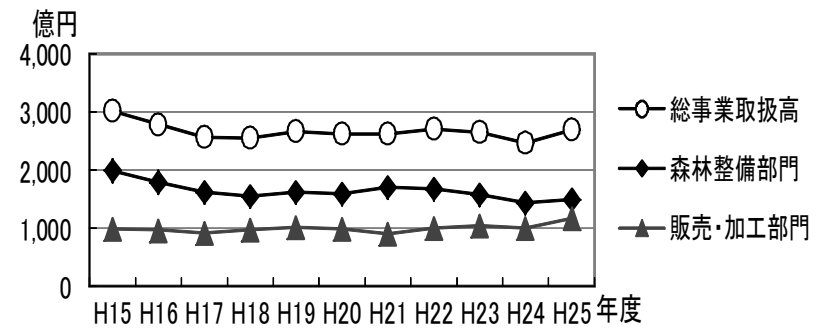
- ※1：新植、保育（下刈、除伐、間伐等）、治山・林道工事、病虫害防除、各種調査・測量、購買（苗木、資材）等
- ※2：林産物（丸太、きのこ類等）の生産・販売
- ※3：林産物（丸太、きのこ類等）の加工・販売
- ※4：組合員に対する経営指導（講習会等）、組合広報誌の発行等

### ○ 森林組合の事業割合（総取扱高）



資料：林野庁「平成25年度森林組合統計」

### ○ 森林組合の事業取扱高の推移

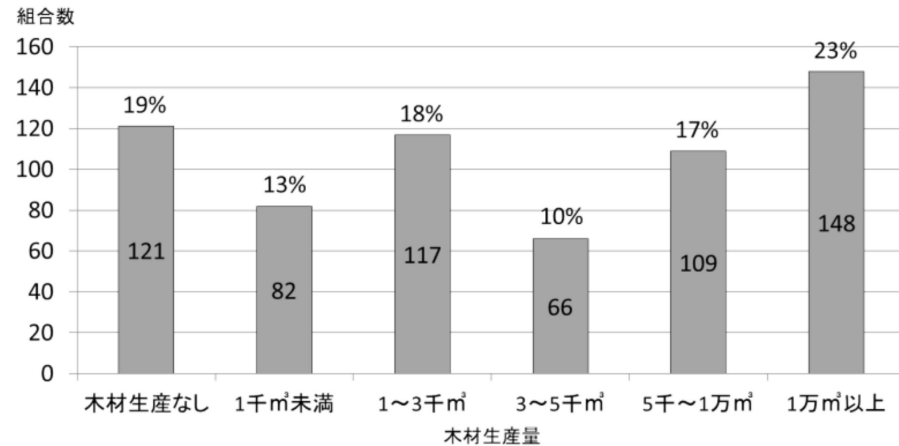


資料：林野庁「森林組合統計」

### 3 事業実施状況

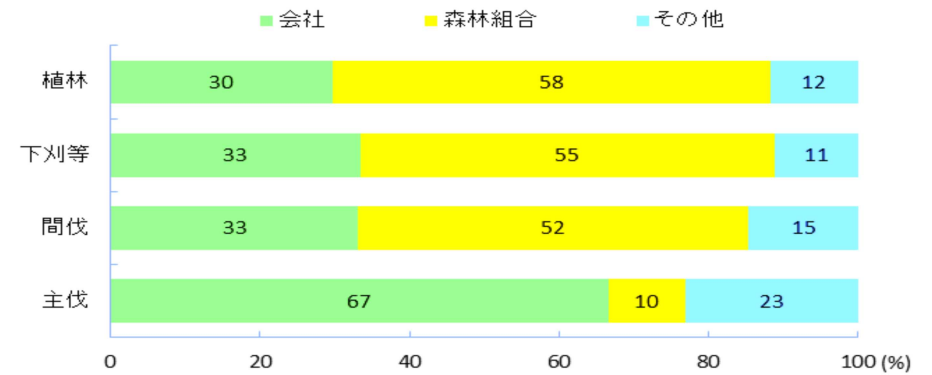
- 全国における植林、下刈等、間伐の受託面積のうち、森林組合は50%以上を占めており、我が国の森林整備の中心的な担い手。  
一方、森林組合による主伐の受託に占める割合は、10%となっている。
- 平成25年度に木材生産を行った組合は522組合(81%)。木材生産量は452万m<sup>3</sup>(前年度比110%)であり、その内訳は主伐178万m<sup>3</sup>、間伐274万m<sup>3</sup>。
- 木材の生産量別では、1万m<sup>3</sup>以上の組合が148組合(23%)で最も多く、1組合当たり平均の生産量は7千m<sup>3</sup>。

#### ○ 木材の生産量別森林組合数



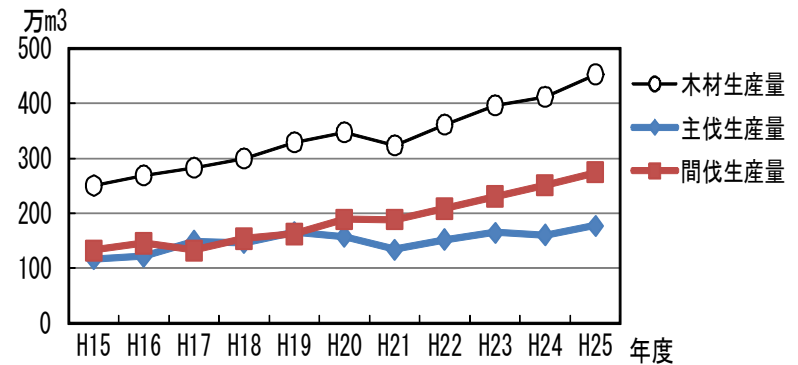
資料：林野庁「平成25年度森林組合統計」

#### ○ 林業作業の受託面積割合



資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」

#### ○ 森林組合の主・間伐別木材生産量推移



資料：林野庁「森林組合統計」



#### 4 雇用労働者の状況

- 森林組合の94%にあたる605組合で森林整備等に従事する雇用労働者がおり、全雇用労働者数は2万人、1組合当たりでは平均31人。
- 雇用労働者の年齢階層別の割合をみると、平成25年度においても全体では60歳以上の占める割合が約35%で最も高い。

#### ○ 森林組合の雇用労働者の状況

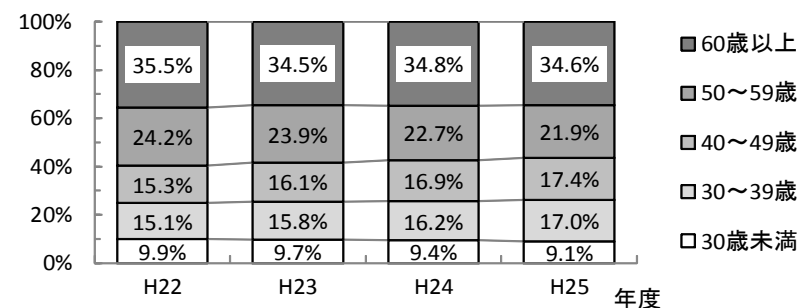
区分	H22	H23	H24	H25
森林組合数 (組合)	676	671	659	643
雇用労働者受入組合数 (組合)	637	632	621	605
受入組合の割合 (%)	94%	94%	94%	94%
雇用労働者数 (千人)	26	25	22	20
受入組合1組合当たり (人)	39	37	33	31
就労延べ日数 (千日)	4,175	4,065	3,743	3,529
1人当たり (日)	160	164	172	178
年齢階層別労働者数割合 (%)				
30歳未満	9.9%	9.7%	9.4%	9.1%
30～39歳	15.1%	15.8%	16.2%	17.0%
40～49歳	15.3%	16.1%	16.9%	17.4%
50～59歳	24.2%	23.9%	22.7%	21.9%
60歳以上	35.5%	34.5%	34.8%	34.6%

資料：森林組合統計

注：森林組合数は、調査票を提出した組合数。

1組合当たりは調査票提出組合数で除した値。

#### ○ 雇用労働者数の年齢層の推移



資料：森林組合統計

## 5 経営状況

- 森林組合の本業の経営状況を表す事業損益では、全体の80%に相当する515組合が利益を計上。  
一方、20%に相当する125組合が損失を計上。

### ○ 森林組合の経営状況

#### [事業損益]

事業損失計上	事業利益計上	計
125組合 20%	515組合 80%	640組合 100%
← 平均▲1,101万円	← 平均1,430万円	← 平均935万円

注：事業損益は、事業総収益から事業総費用と事業管理費を引いたもの（株式会社等の営業損益に相当する）。

#### [経常損益]

経常損失計上	経常利益計上	計
88組合 14%	552組合 86%	640組合 100%
← 平均▲1,354万円	← 平均1,499万円	← 平均1,107万円

#### [当期剰余金]

当期欠損金計上	当期剰余金計上	計
88組合 14%	552組合 86%	640組合 100%
← 平均▲1,574万円	← 平均1,108万円	← 平均739万円

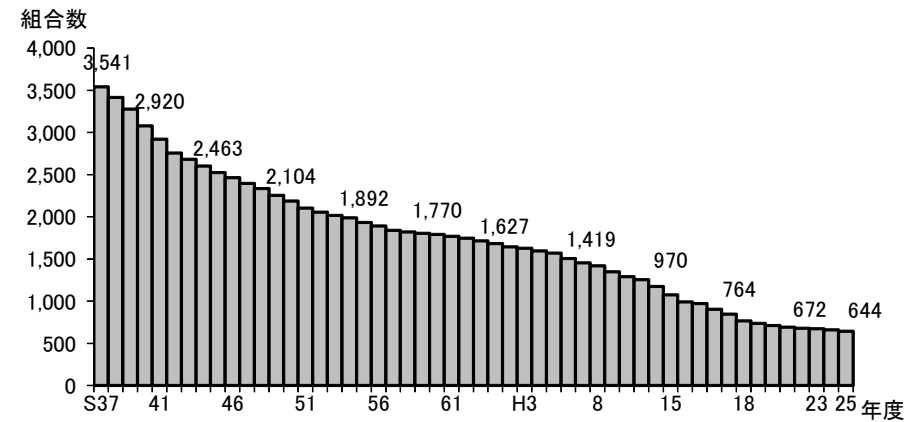
資料：林野庁「平成25年度森林組合統計」

注：調査票に回答のあった組合についての数値。

## 6 合併の進捗状況

- 森林組合の経営基盤の強化のため、昭和38年に森林組合合併助成法を制定し、合併を積極的に促進。
- 合併の進捗により助成法制定当時（昭和37年度末）に3,541組合あった森林組合が、平成25年度末で644組合となっており、約50年間で約1/5に減少。
- 合併助成法による支援措置が平成13年度末で終了したが、合併は経営基盤の強化に有効な手法であることから、引き続き推進することとしており、平成14年度以降は企業組織再編税制により合併を支援。

## ○ 森林組合における合併の進捗状況



資料：林野庁「森林組合統計」

### Ⅲ 都道府県森林組合連合会

#### 1 概要

○ 都道府県森林組合連合会（以下、「連合会」という。）は、森林組合等を会員として、都道府県の範囲を地区に、全国で46連合会が設立。

※ 平成13年10月に、大阪府森林組合が発足し1府1組合となったため、現在、46連合会となっている。

平成25年度末現在の会員数は全体で667であり、1連合会当たりでみると、会員数14.5組合、常勤役員数1.2人、職員20.9人、常用人11.8人。

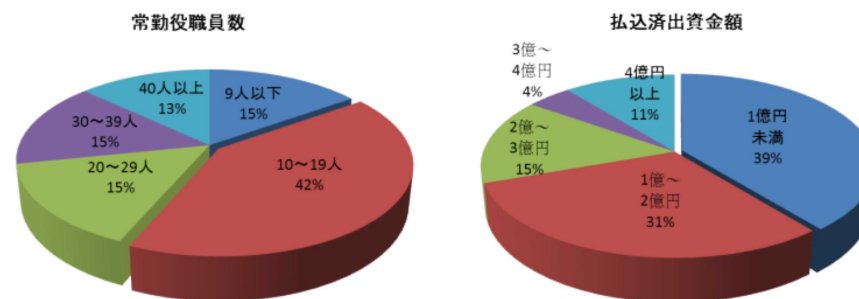
○ 46連合会について、規模別にみると、

- ・ 常勤役職員では10～19人
- ・ 払込済出資金では1億円未満がそれぞれ最多。

		1連合会当たり	
会員数	667 会員	14.5 会員	
正会員数	647 会員	14.1 会員	
森林組合	642 組合	14.0 組合	
生産森林組合	5 組合	0.1 組合	
准会員数	20 会員	0.4 会員	
常勤役員	54 人	1.2 人	
職員	963 人	20.9 人	
常用人	543 人	11.8 人	
払込済出資金	8,203 百万円	178 百万円	

資料：全国森林組合連合会「平成25年度森林組合連合会統計」

#### ○ 連合会の規模別割合



資料：全国森林組合連合会「平成25年度森林組合連合会統計」

## 2 事業内容と総取扱高

○ 平成25年度の総取扱高は797億円（1 連合会当たり平均約17億円）。

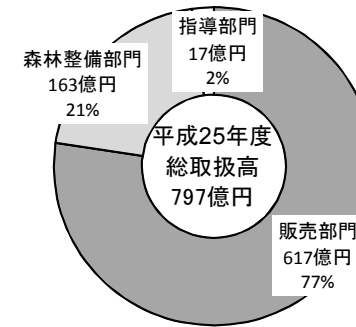
このうち、販売部門（林産、木材の加工、販売等）は全体の77%を占める617億円であり、連合会の中心的な事業。

販売部門：林産事業、販売事業、加工事業

森林整備部門：購買事業、養苗事業、森林造成事業、利用事業等

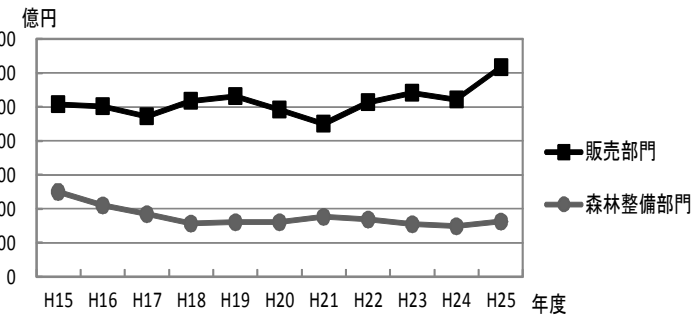
指導部門：指導事業

### ○ 連合会の事業割合（総取扱高）



資料：全国森林組合連合会「平成25年度森林組合連合会統計」

### ○ 連合会における販売・森林整備部門別取扱高の推移



資料：全国森林組合連合会「森林組合連合会統計」

### 3 経営状況

- 連合会の経営状況を表す事業損益では、全体の67%に相当する31連合会が利益を計上。  
一方、15連合会が事業損失を計上。

#### ○ 連合会の経営状況

##### 〔事業損益〕

事業損失計上	事業利益計上	計
15連合会 33%	31連合会 67%	46連合会 100%
←→ 平均▲1,061万円	←→ 平均3,797万円	平均2,213万円

##### 〔経常損益〕

経常損失計上	経常利益計上	計
3連合会 7%	43連合会 93%	46連合会 100%
←→ 平均▲1,874万円	←→ 平均3,753万円	平均3,386万円

##### 〔当期剰余金〕

当期欠損金計上	当期剰余金計上	計
3連合会 7%	43連合会 93%	46連合会 100%
←→ 平均▲1,316万円	←→ 平均2,791万円	平均2,523万円

資料：全国森林組合連合会「平成25年度森林組合連合会統計」

#### IV 全国森林組合連合会

- 全国森林組合連合会（以下、「全森連」という。）は、全国を地区として設立され、全ての連合会及び大阪府森林組合が会員。

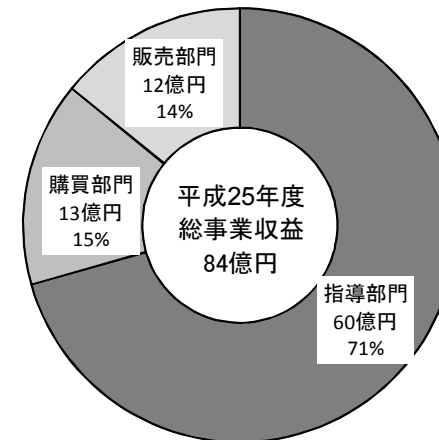
- 平成25年度の総事業収益は84億円。  
このうち、各部門別の収益は、
  - ・ 指導部門 60億円（全体の71%）
  - ・ 購買部門 13億円（全体の15%）
  - ・ 販売部門 12億円（全体の14%）

#### ○ 全森連の概要

会員数	48 会員
常勤役職員数	36 人
常勤理事	3 人
職員	33 人
払込済出資金	1,555 百万円

資料：全国森林組合連合会「平成25年度森林組合連合会統計」

#### ○ 全森連の事業割合



資料：全国森林組合連合会「平成25年度森林組合連合会統計」

## V 生産森林組合

### 1 生産森林組合の目的

- 生産森林組合制度は、昭和26年の森林法改正において創設。

森林組合が、組合員の森林経営の一部（施業、販売等）の共同化を目的としているのに対し、生産森林組合は、「所有と経営と労働の一致」を理念として、組合員の森林経営の全部の共同化等を行うことが目的。

### 2 生産森林組合の性格

- 組合員は、森林の使用収益権を生産森林組合に移転して森林所有者としての地位を失う。
- 生産森林組合は、森林経営の共同化をその生産面において徹底して行うこととしており、事業に必要な労働力は組合員から提供されることが原則。

### ○ 生産森林組合の沿革

- ① 明治29年以前  
いわゆる部落有林、共有林、入会林など、生産森林組合の源流ともいえるべき森林の経営形態は古くから存在。
- ② 明治40年  
森林法改正により、森林組合制度が創設。  
施業森林組合の一部が、現行の生産森林組合に相当。
- ③ 昭和26年  
協同組合原則を踏まえた組織とするため、森林法改正により、森林組合制度を全面的に見直し、組合自ら森林を所有し経営を行うものを生産組合として位置づけ。
- ④ 昭和30年代  
「町村合併促進法(S28)」、「新市町村建設促進法(S31)」に基づく市町村合併の進展に伴い、旧市町村有林野の受入先として設立が増加。
- ⑤ 昭和40年代  
「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(S41)」に基づいて行われた、入会林野の整備後の協業経営の主体として設立が急増。
- ⑥ 昭和53年  
森林組合制度を森林法から分離独立し、森林組合法に規定。  
その際、森林組合の一形態であった生産組合を生産森林組合制度として分離するとともに、生産森林組合については、事業範囲の拡大（きのこ）、常時従事義務の緩和（組合員数の2/3→1/2）。



### 3 概要

- 平成25年度末現在の生産森林組合数は3,079組合。組合員数は220千人、経営森林面積は339千ha。1組合当たりの平均組合員数は89人、経営森林面積は137ha。

- 生産森林組合の設立動機としては、集落有林の共同経営が58%で大半を占め、次いで記名共有林（個人が共同で所有している森林）の共同経営が14%となっている。

### ○ 生産森林組合の概要

生産森林組合数	3,079 組合	1 組合当たり
組合員数	220 千人	89 人
経営森林面積	339 千ha	137 ha
払込済出資金	25,366 百万円	1,027 万円
現金払込出資金	4,979 百万円	202 万円
現物払込出資金	20,386 百万円	825 万円
常勤役員数	132 人	0.05 人
常勤職員数	46 人	0.02 人

資料：林野庁「平成25年度森林組合統計」

- 注：1)生産森林組合数は、都道府県知事が認可した組合数。
- 2)その他は「生産森林組合調査票」を提出した2,471組合についての数値。
- 3)「1組合当たり」は、調査票提出組合数で除した数値。

### ○ 設立動機別組合数

	組合数	(%)
集落有林の共同経営	1,442	58
記名共有林の共同経営	352	14
市町村有林等払下林の共同経営	282	11
個人有林の現物出資に基づく共同経営	256	10
その他	139	6
計	2,471	100

資料：林野庁「平成25年度森林組合統計」

- 注：その他は、国有林払下林の共同経営、国有林に部分林を設定して共同経営等。

## 4 事業内容

- 生産森林組合が行うことのできる事業は右のとおり。  
①は必須事業、②及び③は任意事業であるが、これらは森林の経営に関連し、林地を有効に活用するものであり、生産森林組合の事業の継続と従事者の就労の安定に資することを目的。
  
- 経営方法別森林面積では、70%の森林で組合が土地を所有し自ら施業・経営をしており、19%の森林で土地を所有しているものの、他者が施業を実施。
  
- 生産森林組合の経営森林のうち林種別森林面積をみると、人工林と天然林の割合は同程度。  
天然林の多くは、かつての薪炭林であると推察。

### ○ 生産森林組合が行うことができる事業

- ① 森林経営事業
- ② 環境緑化木又は食用きのこの生産
- ③ 森林を利用して行う農業
- ④ 附帯事業

### ○ 経営方法別森林面積

	所有林	分収林	その他	計
組合数 (組合)	2,251	671	898	2,457
面積 (千ha)	236	40	63	339
割合 (%)	70	12	19	100

資料：林野庁「平成25年度森林組合統計」

- 注：1) 調査票を提出した組合についての数値。  
 2) 「組合数」は、1つの組合で複数の経営方法があるため内訳と計は一致しない。  
 3) 「所有林」は、組合が土地を所有し自ら施業経営を行っているもの。  
 4) 「分収林」は、組合は土地を所有せず、分収林契約等により施業経営を行っているもの。  
 5) 「その他」は、組合が土地を所有し、他の事業者に施業させているもの。

### ○ 林種別森林面積

	人工林	天然林	その他	計
面積 (千ha)	168	147	24	339
割合 (%)	50	43	7	100

資料：林野庁「平成25年度森林組合統計」

- 注：1) 調査票を提出した組合についての数値。  
 2) 「その他」は、竹木、伐採跡地、無立木地等。

## 5 事業実施状況

○ 平成25年度は生産森林組合のうち、全体の13%に当たる313組合で保育を実施。

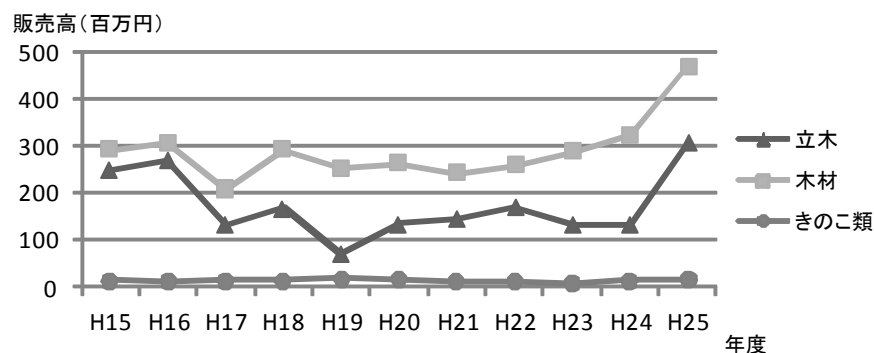
また、主伐を実施した組合は全体の1%に当たる30組合。

○ 販売事業等で事業収入のあった生産森林組合は654組合で、全体の26%。

その内訳は、立木販売を行った組合が123組合、実施組合1組合当たり249万円の販売高を計上。木材販売を行った組合が174組合、実施組合1組合当たり267万円の販売高を計上。きのこ類の販売についても37組合が実施しており、伐採までの重要な収入源。

○ なお、生産森林組合の立木及び木材の販売額は平成25年度に大きく増加。きのこ類は横ばいで推移。

### ○生産森林組合の販売高の推移



資料：林野庁「森林組合統計」

### ○ 森林施業の実施状況

	新植	保育	間伐	主伐
実施組合数 (組合)	31	313	146	30
割合 (%)	1	13	6	1
面積 (ha)	112	2,835	1,263	96
実施組合1組合当たりの面積 (ha)	3.6	9.1	8.7	3.2

資料：林野庁「平成25年度森林組合統計」

注：1) 調査票を提出した組合についての数値。

2) 「割合」は調査票を提出した組合に対する割合。

3) 「保育」には切り捨て間伐が含まれる。

4) 「間伐」は利用間伐。

### ○ 生産森林組合の販売実績

	立木	木材	きのこ類	その他	計
実施組合数 (組合)	123	174	37	408	654
割合 (%)	5	7	1	17	26
数量	71千m <sup>3</sup>	85千m <sup>3</sup>	5千kg		
販売高 (百万円)	306	464	17	563	1,350
実施組合1組合当たりの販売高 (万円)	249	267	45	138	206

資料：林野庁「平成25年度森林組合統計」

注：1) 「木材」は、一般用材、パルプ用材、杭丸太等。

2) 「その他」は、施設利用料、貸付料等。

3) 「割合」は、調査票を提出した組合に対する割合。

4) 複数の区分で実績のある組合があるため、「組合数」、「割合」、「1組合当たりの販売高」の内訳の数値を合計したものは「計」と一致しない。

## 6 経営状況

- 生産森林組合の事業損益では、全体の13%に相当する280組合が利益を計上。  
一方、87%に相当する1,812組合が損失を計上。

### ○ 生産森林組合の経営状況

#### [事業損益]

事業損失計上	事業利益計上	計
1,812組合 87%	280組合 13%	2,092組合 100%
← 平均▲95万円	← 平均137万円	← 平均▲64万円

#### [経常損益]

経常損失計上	経常利益計上	計
1,159組合 55%	944組合 45%	2,103組合 100%
← 平均▲39万円	← 平均119万円	← 平均32万円

#### [当期剰余金]

当期欠損金計上	当期剰余金計上	計
1,357組合 64%	753組合 36%	2,110組合 100%
← 平均▲31万円	← 平均189万円	← 平均48万円

資料: 林野庁「平成25年度森林組合統計」

注: 調査票に回答のあった組合についての数値。